

身体障がい者手帳での減免早見表・・・「本人運転の場合」

(本人運転)

等級	別紙のとおり	聴覚又は平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	肢体不自由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい									
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	肝臓機能障がい	
								上肢機能	移動機能								
1級 18					1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの ○ 1級、2級とも一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能障がい	じん臓の機能障がい	呼吸器の機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸の機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	肝臓の機能障がい	
2級 11					1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの ★両手の全ての指の機能を全廃したもの	1 両下肢機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの	1 体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの ○ 1級、2級とも一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	肝臓の機能障がい	
3級 7					1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの ★両下肢の股関節の機能全廃したもの ★両下肢の膝関節の機能全廃したもの ★右下肢及び左下肢の機能の著しい障がい	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの *1 注意事項あり。欄外下に記載	心臓の機能障がい	じん臓の機能障がい	呼吸器の機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸の機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	肝臓の機能障がい	
4級 4					1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの *2 両下肢機能の著しい障がい(両下肢総合)(4級)		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能障がい	じん臓の機能障がい	呼吸器の機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸の機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	肝臓の機能障がい	
5級 2					1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								
6級 1					1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい (注意) 下肢7級該当障がい2つ以上ある場合は、繰り上がりにより本人運転で該当		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								
7級 0.5					※S57.8.4改正(聴力レベルでの測定方法の変更) 従前 80dB…3級 10dB UP ↓ 現在 90dB…3級	1 一上肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一上肢の機能の軽度の障がい 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								

★ 県障がい者支援課使用の身体障害者福祉法施行規則別表第5早見表による記載障がい名
*1 幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうち移動機能障がい3級における家族運転の減免対象からは一下肢のみに運動機能障がいをもつものを除く
*2 一下肢機能の著しい障がい(4級)と同程度とみなされる場合は4級と判定される。